

小学校・中学校・義務教育学校の指定学校変更・区域外就学について（お知らせ）

市立小・中学校・義務教育学校（以下、「公立学校」という。）は、通学区域（学区）を定め、居住している住所地の学区の学校（指定学校）に通学することになっています。学校を自由に選択することはできません。しかし、具体的な事情があって学区以外の学校への通学を希望する場合、保護者の申立てにより指定学校変更や区域外就学が認められる場合があります。（※指定学校変更・区域外就学の要件は年度によって変更されることがあります。）

用語について

● 指定学校変更

市内に住む児童生徒に対して、許可基準を満たした場合に、定められた通学区域(学区)以外の公立学校への通学を認める制度。

● 区域外就学

市外の市町村に住む児童生徒に対して、許可基準を満たした上で、当該児童生徒が住所を存する市町村教育委員会と成田市教育委員会が協議し、同意を得た場合に成田市内の公立学校への通学を認める制度。

手続きについて

- ① 手続きは、教育委員会学務課（市役所本庁舎5階）でお願いします。
- ② 在学中に該当する事情が発生した場合や転入学の際は、速やかに必要書類を提出してください。
- ③ 該当する理由がなくなった場合や、事情が変わった場合は承諾が取り消されます。
- ④ 要件「7-（3）」、「8」、「10」、「11」、「12」の場合は、慎重に相談を行った後、承諾の可否を判断します。

【新年度から指定学校の変更を希望する場合】

- ① 新年度から指定学校の変更を希望する人（新小学校1年生を除く）は、令和6年8月1日（木）から令和6年11月29日（金）までに学務課へ申し出てください。
- ② 新小学校1年生で指定学校の変更を希望する人は、就学時健康診断の通知後から令和6年11月29日（金）までに、就学時健康診断の通知書をご持参いただき学務課へ申し出てください。
- ③ 「10.部活動によるもの」を理由として手続きをする人は、令和6年8月15日（木）から令和6年9月30日（月）までに学務課へ申し出てください。
※入学後に希望した部活動を変更することは認められませんので、家庭で十分に話し合ってから申し出てください。

○令和7年度は、成田中学校への「1.地理的条件や通学路に関するもの」のうち（3）、及び「10.部活動によるもの」を理由とした指定学校変更はできません。（普通教室数に余裕がなく受け入れられないため）

○義務教育学校の前期課程の児童に適用する場合において、当該児童が当該の義務教育学校の後期課程に進級するときは、当該児童の保護者から別段の申出のない限り、この表の要件「4-（3）」を適用し、引き続き指定学校の変更を承諾するものとする。

許可基準

号	項目	要件	必要書類	指定学校変更 承諾期間	区域外就学 承諾期間
1	地理的条件や通学路に関するもの	(1) 大字等がまたがって区・自治会・町内会等を形成している地域が学区以外の学校への就学を希望する場合。 ① 吉倉の一部…成田小, 成田中 ② 山之作の一部…遠山小, 遠山中 ③ 飯田町の一部(9番地付近)…平成小 ④ 西和泉及び野毛平の一部, 小泉の一部…遠山小, 遠山中 ⑤ 船形の一部(椎ノ木地区)…玉造小, 玉造中 ⑥ 江弁須の一部(国道464号隣接地区)…平成小 ⑦ 飯仲の一部(卸売市場周辺)…公津の杜小 ⑧ 馬橋・新町・団護台・団護台1丁目・団護台2丁目・団護台3丁目・南平台・不動ヶ岡…西中学校 ⑨ 加良部1丁目…西中学校 ⑩ その他該当する世帯	※地区全体で指定学校学変更を希望する場合は、全世帯主の署名捺印を要する。	卒業まで	/
		(2) より近くの小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）への就学を希望し、次の条件をすべて満たす場合。 ① 学区の小学校への通学距離がおおむね1.5km以上あること。 ② 受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があること。 ③ 安全な通学経路が確保されること。 ※注意点…原則として、小学校に新たに就学する者又は市内もしくは市外からの転入生を対象とする。	経路図	卒業まで	

号	項目	要件	必要書類	指定学校変更 承諾期間	区域外就学 承諾期間
1	地理的条件や通学路に関するもの	(3) より近くの中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)への就学を希望し、次の条件をすべて満たす場合。 ① 学区の中学校への通学距離がおおむね2km以上あること。 ② 受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があること。 ③ 安全な通学経路が確保されること。 ※注意点…原則として、中学校に新たに就学する者又は市内もしくは市外からの転入生を対象とする。	経路図	卒業まで	
2	養育に関するもの	(1) 小学生(義務教育学校の前期課程の児童を含む)が、下校後の世話をしてくれる祖父母等のもとへ帰宅するため、祖父母等の居住地の学校への通学を希望する場合。	養育証明書 就労証明書 :様式あり	卒業まで	卒業まで (注1) (義務教育学校の児童については前期課程修了まで)
		(2) 指定学校に設置する児童ホームの収容力に余裕がないため、通所する児童ホームが設置されている学校への通学を希望する場合。	児童ホーム入所決定通知書の写し	卒業まで	
		(3) 養育に関するものを理由に指定学校変更を承諾されていたが、養育の状況が変化した場合に、引き続き現在通学している小学校への就学を希望し、通学に無理のない場合。		卒業まで	
3	住宅の建替・購入等に関するもの	(1) 住所変更前でも、住宅の建築・購入等により転居することが確かで、無理なく通学できる場合。	建物建築または売買が確認できる書類の写し	転居まで	転居まで
		(2) 住宅の購入等のため住民票を異動したが、住宅に入居できるまでの期間、これまでの学校に通学することを希望する場合。	建物建築または売買が確認できる書類の写し	入居まで	入居まで
		(3) 公共事業等のため転居するが、引き続き転居前の学区の学校への就学を希望する場合。	公共事業等による移転を証明する	必要と認める期間	必要と認める期間
4	良好な友人関係等の継続や学校行事等に関するもの	(1) 市内転居で、引き続き転居前の学校への就学を希望し、通学に無理のない場合。		卒業まで	
		(2) 市外転出で、直ちに学校が変わることが児童生徒の心身に多大な悪影響を及ぼすと懸念される場合や学校行事、期末試験等の理由で、一時的に転出前の学校への通学を希望し、通学に無理のない場合。			年度末まで
		(3) 小学校において指定学校変更を承諾された児童が、引き続き変更後の小学校区を学区とする中学校に就学を希望する場合。		卒業まで	
5	家庭環境に関するもの	・家庭の事情により住民票の異動が困難であるが、実際に居住している学区の学校へ通学を希望する場合。	居住を証明するもの	年度末まで (注1)	年度末まで (注1)
6	帰国子女・外国人子女に関するもの	・日本語指導等の支援が必要で、支援可能な学校への入学を希望する場合。		卒業まで	
7	身体的理由等に関するもの	(1) 病・虚弱学級へ入級を希望する場合。		退院まで	退院まで
		(2) 児童生徒の身体上の故障等による場合。	医師の診断書	卒業まで	
		(3) 児童生徒に適した特別支援学級への就学が適当であると判断された場合。	特別支援教育担当課との面接	卒業まで	年度末まで
8	「いじめ」等に関するもの	・学校において十分な指導が行われているにもかかわらず、「いじめ」等により心身の安全が脅かされるような場合。		卒業まで	卒業まで

号	項目	要件	必要書類	指定学校変更 承諾期間	区域外就学 承諾期間
9	兄弟姉妹に関するもの	(1) 指定学校変更を承諾された者(A)の兄弟姉妹(B)が(A)と同じ学校へ就学することを希望する場合。 ※(A)と(B)には、同種の学校において重複する就学期間があること。		卒業まで	
10	部活動によるもの	(1) 希望する部活動が学区の中学校にないため、該当する部活動がある最寄の中学校への通学を希望し、次の条件をすべて満たす場合。 ① 指定学校変更をした場合に考えられる課題を理解し、納得した上で、部活動を継続する強い意志を持つこと。 ② 生徒の部活動に対する適性について、親子での共通理解の基に、保護者が責任を持てること。 ③ 指定された学校に卒業まで通学し、申請した部活動で、卒業まで活動すること。 ④ 保護者の責任において、安全な通学が可能であることを確認できていること。 ⑤ 受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があること。 ※注意点 ◆中学校に新たに就学する者及び市外からの転入生を対象とする。 ◆⑤「将来的にも余裕があること」とは、普通教室数に余裕がある場合であり、余裕がない場合には、受入れを制限することがある。指定学校変更を制限する学校は毎年変わり、年度当初に周知する。 ◆原則として、通学距離が最も近い学校を「最寄の中学校」として変更後の学校として指定するが、指定学校の変更を申し出た児童の意向等を踏まえながら、通学に無理が生じない範囲内で教育委員会が就学校を指定する。	指定学校変更 相談依頼書 (様式あり)	卒業まで	
11	小規模特認校制度によるもの (注2) (注3)	・小規模特認校(豊住小学校 ※令和3年度より)への就学を希望し、次の条件をすべて満たす場合。 ①成田市内に生活の本拠を有し、市内の学校に就学している児童または就学予定者であること ②学校行事やPTA活動などにもご協力いただけること ③保護者の送迎等により毎日安全に通学できること ④原則として、卒業までの間通学する意志があること ※注意点 ◆就学を認める定員は、当該校の児童数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする。 ◆原則として、年度初めからの受入とする。	指定学校変更 相談依頼書 (様式あり)	卒業まで	
12	その他特別に教育的配慮を要するもの	その他、特別な理由により教育的な配慮をすることが必要と認められる場合。	指定学校変更・区域外 就学相談依頼書 (様式あり)	教育委員会が、教育的配慮を必要と認める期間	

注意事項

(注1) 当該許可基準を理由とした申立てを継続して行う場合は毎年度申請が必要となります。

(注2) 小規模特認校は、各学年の学級数が1学級以下で、将来においても児童数の減少が予想される小規模校の中から、地域の特性等を考慮して成田市教育委員会が指定するものとする。

(注3) 就学を承諾した後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は上記就学条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の承諾を取り消し、改めて、就学すべき学校を指定するものとする。

☆通学区域(学区)は市のホームページ(「こども・教育」または「各課のページ」>教育委員会>学務課)でも公開しています。

☆学区や指定学校変更・区域外就学に関するお問い合わせは 学務課 ☎20-1581まで

このような場合は？ 指定学校変更・区域外就学に関するQ&A

Q：市内で学区外に転居したけど、転校しなければならないのですか。	A：市内で転居したときは、安全に通学できるならば、手続きによりそのまま転校しないで卒業まで通学が認められます。
Q：市外へ転居したあとも、そのまま成田市内の学校へ通学したいのですが、できますか。	A：市外へ転居したとき、最長で学年末までは通学を認めることができます。年度を超える通学は認められません。
Q：小学校で学区外に市内転居して、転校しなくてすんだけど、中学校の学区が違うので、友達と違う中学校へ行くことになりますか。	A：市内にお住まいであれば、小学校卒業後、小学校の友達と同じ中学校へ進学することは可能です。ただし、中学校での指定校変更の手続きが必要です。手続きをしなければ、お住まいの学区の中学校に進学することになります。
Q：養育の理由で、下校後に世話をしてくれる祖父母の家の学区の小学校へ通学していたのですが、卒業後は、自宅の学区の中学校へ進学しなければならないのですか。	A：養育の理由で自宅の学区以外の小学校へ通学している場合で、中学校の学区が自宅と祖父母宅と異なる場合には、手続きにより、祖父母宅の学区の中学校へ進学できます。ただし、市外に自宅がある場合や中学校入学後に祖父母宅から通うようになった場合は、認められません。
Q：学校が家から遠いのですが、近くにある学校へ行くことができますか。	A：通学距離が小学校では1.5km以上、中学校では2km以上あって、安全に通学できる場合は、手続きによって、より近い学校への通学が認められます。ただし、受け入れる学校の収容力に余裕がない場合は、認められないことがあります。
Q：学校で、いじめにあって、市内の別の学校へ転校したいのですが、できますか。	A：お子さんの緊急避難として、手続きにより市内の別の学校へ転校することが認められます。その場合、転校がお子さんにとって適切な対処方法となるよう、転校後のことなどを含めてよく考え、相談したうえで決めることとなります。
Q：生活している場所は市外ですが、住民票が市内にあるので市内の学校に通学できますか。	A：市外で生活している場合は、市内の学校へ通学することはできません。市内でも、生活している場所と住民票が異なる場合、生活している場所の学区の学校へ行くこととなります。
Q：幼稚園の友達が多いので、学区外の小学校へ行くことができますか。	A：幼稚園、保育園は学区の制度がありません。公立学校は学区の制度がありますので、友達が多いことを理由として、お住まいの学区以外への指定学校変更はできません。市外から通園している場合も同様です。
Q：指定学校に希望する部活動はあるのですが、より強い部活動のある学校へ行くことはできますか。	A：指定された学校に、希望する部活動がない場合は、受け入れを制限している学校を除き、該当の部活がある最寄りの学校への指定学校変更が認められます。部活動が強いからという理由での指定学校変更は認められません。
Q：「その他、特別な理由により教育的な配慮をすることが必要と認められる場合」とは具体的にどのような場合ですか	A：希望により学校を選択することができるものではありません。お子さんの就学について重大な問題があると判断されるような場合のみ相談に応じます。

〔就学援助（準要保護）制度をご存知ですか？〕

市では、公立学校に通学し、経済的な理由により学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費などの支払いが困難となる児童生徒の保護者に対して、援助を行っています。手続きについては、お子さんが通学している公立学校の先生に相談してください。